

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞は、国民の暮らしと日本社会の安定に欠かせないものである。世界の動きから日本、そして地域の動きまで幅広く正確に報道すると同時に、多様な意見や論評も伝え、民主主義社会の健全な発展に寄与している。メディアが多様化した現代社会においても、各種調査で多くの国民から高い信頼を得ている。

日本の発展を支えてきた民主主義の主役は、地域に暮らす人々、国民一人ひとりであり、その一人ひとりが自ら正確な情報と多様な知識を得て間違いない判断をするためには、さまざまな分野の情報を等しく安価に手にできる環境が不可欠である。

その新聞は、読者に支えられており、新聞社は、購読料収入により独立した経営基盤を確立し、中立公正な公器の役割を果たすことができるといえる。また、毎朝自宅に居ながら新聞を手にする世界に類を見ない戸別配達網を支える新聞販売店の経営も、購読料で支えられている。

消費税増税により新聞を購読する人が減れば、日本の民主主義社会の衰退につながるものが危惧される。また、いわゆる活字離れにより、一人ひとりの読み書き能力、教養や常識の低下と国や社会に対する関心低下も指摘されている。こうした状況下、消費税増税により新聞購読者が減ってしまうことは、民主主義だけでなく国の文化政策にもマイナスである。

欧米各国は、一定の要件を備えた新聞や書籍、雑誌に対し税率をゼロにしたり軽減税率を適用したりして、知識を得る負担を軽くしている。日本でも、将来にわたり全国どこでも多様な新聞を容易に購読できる環境を維持することが、民主主義と文化の健全な発展のために欠かせないものではない。

国においては、消費税増税に際し、複数税率の導入と新聞に軽減税率を適用するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月24日

長野県飯田市議会議長 林 幸次

提出先 内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣